

40歳・50歳の方は受診料が無料 すこやか歯科健診

☎ すこやか生活課 ☎・☎(581)0201 ☎(581)1628

歯周病をはじめとする口の中の疾患の予防、早期発見・早期治療のため、歯科健診を受診しましょう。今年度中に40歳になる人(昭和58年4月1日～昭和59年3月31日生まれ)に加え、50歳になる人(昭和48年4月1日～昭和49年3月31日生まれ)も、無料で受診できるようになりました。

🕒 令和6年3月31日(日)まで

📍 所 守山・草津・栗東・野洲市の実施歯科医院

(市内の実施歯科医院は「すこやかセンターだより」や市ホームページをご覧ください)

👁 内 歯の状態検査、歯ぐきの検査、結果に基づく歯科保健指導

👤 対 検査日当日に20～74歳の人

💰 ¥1,000円

※世帯員全員が市民税非課税または生活保護世帯の人は申請で無料

📄 申 直接、実施歯科医院へ申し込み。

※草津・栗東・野洲市の歯科医院で受診を希望する場合は、必ず事前に上記へお問い合わせください。

📅 他 50歳になる人には、受診料が無料になる受診勧奨はがきを、7月中旬以降に送付します(40歳になる人には送付済みです)。



ホームページ

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

・後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013 ☎(522)3023

新しい被保険者証(8月1日(火)から有効)を送付します

後期高齢者医療制度の加入者全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中に簡易書留で郵送します。有効期限の過ぎた被保険者証は使えません。

マイナンバーカードを被保険者証として利用できます

マイナンバーカードを被保険者証として事前利用登録している人は、被保険者証に代えて、マイナンバーカードを利用できます。詳しくは、被保険者証に同封して郵送するリーフレットをご覧ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証(限度額証)を更新します

7月31日(月)まで有効の限度額証をお持ちで、8月以降も該当する人は、新しい限度額証を被保険者証に同封します。対象となる人で、限度額証をお持ちでない人は被保険者証と本人確認ができるものを持参のうえ、国保年金課で手続きしてください。

保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

被保険者に、令和5年度の保険料や納付方法についての通知書を、7月中旬に送付します。

令和5年度の保険料は、令和4年中の所得に基づいて計算されます。

納付方法は、公的年金から引き落とされる「特別徴収」と納付書か口座振替で納付する「普通徴収」があります。



薄橙色(びわ色)です